

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

### 訓 令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第二号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

(企業誘致担当参事)

第二十三条 前二条に規定するもののほか、商工労働部に、企業誘致担当参事を置き、

その職務は、商工労働部長(商工労働部に企業誘致を担当する理事が置かれる場合にあっては、当該理事)の命を受け、企業誘致に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(空港利活用担当課長)

第二十三条の二 前三条に規定するもののほか、商工労働部に附置する観光交流局に、

空港利活用担当課長を置き、その職務は、観光交流局長の命を受け、福島空港の利活用に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

第二十五条中「及び第二十二條の二」を「から第二十三條の二まで」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十一年一月十九日から施行する。

(行政経営課)

## 訓 令

### 福島県訓令第一号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表新たな事業の創出の促進に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

福島空港の利活用の促進に関する業務に従事する職員	石川郡玉川村大字北須釜字 鉦田二一番地 (福島県福島空港事務所)	福島空港の利活用の促進に関すること。
--------------------------	----------------------------------	--------------------

### 附 則

この訓令は、平成二十一年一月十九日から施行する。

(行政経営課)

### 福島県訓令第二号

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年一月十六日

本 庁 機 関  
出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令  
 職員に係る管理職員等の範囲を定める規程（昭和三十一年福島県訓令第第八号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当参事」に改める。

この訓令は、平成二十一年一月十九日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第三号

職員に係る管理職員等の範囲を定める規程の一部を改正する規程（昭和三十一年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

職員に係る管理職員等の範囲を定める規程（昭和三十一年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当参事」に改める。

（人事課）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

福島県人事委員会規則第一号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規程（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当参事」に改める。

この規程は、平成二十一年一月十九日から施行する。

職員に係る管理職員等の範囲を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

この規程は、平成二十一年一月十九日から施行する。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当参事」に改める。

この規程は、平成二十一年一月十九日から施行する。

この規程は、平成二十一年一月十九日から施行する。

この規程は、平成二十一年一月十九日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会  
 委員長 新城 希子

福島県人事委員会  
 委員長 新城 希子

福島県人事委員会  
 委員長 新城 希子